明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働八四）　一

省令

○厚生労働省令第八十四号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第六号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
第十七条の二の三　第百十六条の両立支援等助成金として、同条に規定するもののほか、令和二年二月二十七日から同年六月三十日までの間における次項第一号イ又はロの有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。	**第十七条の二の三**　第百十六条の両立支援等助成金として、同条に規定するもののほか、令和二年二月二十七日から同年三月三十一日までの間における次項第一号イ又はロの有給休暇について、新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金を支給するものとする。
2　新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。	2　新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。
一　次のいずれかに該当する事業主	一　次のいずれかに該当する事業主
イ　（略）	イ　（略）
ロ　その雇用する被保険者が、小学校等に就学し、又はこれを利用している子どもであつて、次のいずれかに該当することにより、校長が当該小学校等の出席を停止させ、若しくはこれに出席しなくてもよいと認めたもの又はこれを利用しないことが適当であるものの世話をその保護者として行うための有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主	ロ　その雇用する被保険者が、小学校等に就学し、又はこれを利用している子どもであつて、新型コロナウイルス感染症の病原体に感染し、又は感染したおそれのあるものの世話をその保護者として行うための有給休暇の申出をした場合に、当該被保険者に対して有給休暇を取得させた事業主
(1)　新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したこと	
(2)　新型コロナウイルス感染症の病原体に感染したおそれのあること	
(3)　新型コロナウイルス感染症の病原体に感染した場合に重症化するおそれのある疾患を有すること	
二　（略）	二　（略）
3・4　（略）	3・4　（略）